

重要事項説明書

「認知症対応型共同生活介護」

医療法人 聖峰会
グループホーム さくら

「グループホーム さくら」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

事業所番号 4490400217

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたい事を次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、要支援2以上で認知症の症状があることが条件となります。

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人 聖峰会
- (2) 法人所在地 福岡県久留米市田主丸町益生田 892
- (3) 電話番号 0943 (72) 2460
- (4) 代表者氏名 理事長 鬼塚 一郎
- (5) 設立年月 昭和 37 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
令和3年3月22日指定
- (2) 事業所の目的 家庭的な環境のもと、認知症高齢者の日常生活や機能訓練等のお世話を専門的な知識と技術で支援していくことを目的とする。
- (3) 事業所の名称 グループホーム さくら
- (4) 事業所の所在地 大分県日田市大字有田字小金田 455-1
- (5) 電話番号 TEL: 0973 (25) 5210 FAX: 0973 (25) 5211
- (6) 事業所長 氏名 松岡 剛功
- (7) 当事業所の運営方針
 - 1 要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
 - 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する
 - 3 地域との結びつきを重視し、市町村等保険者（以下『保険者』という。）、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (8) 開設年月 令和3年3月22日
- (9) 利用定員 9人

3. 営業時間

- (1) 営業 365日 24時間体制 年中無休
面会時間 9:00～ 20:00

4. 職員の配置状況

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤(名) 1ユニット
1. 事業所長(管理者)	1
2. 介護支援専門員	1
3. 看介護職員	9
4. 調理師	1

5. 当事業所が提供するサービスと料金

- (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護計画の作成	<ol style="list-style-type: none">サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成します。利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。計画作成後においても、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事	<ol style="list-style-type: none">利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助
	<ol style="list-style-type: none">食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。

	入浴の提供及び介助	<ol style="list-style-type: none"> 1 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。 2 寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴での入浴を提供します。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。
	離床・着替え・整容等	<ol style="list-style-type: none"> 1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 4 シーツ交換は、定期的に週1回行い、汚れている場合は随時交換します。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理		<ol style="list-style-type: none"> 1 看護師やスタッフによるバイタルチェックを朝、夕の2回行います
若年性認知症利用者受入サービス		若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者ごとに担当者を定め、その者を中心にその利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。
その他		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 2 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。 3 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。 4 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 5 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。

(2) 介護保険給付サービス利用料金

《認知症対応型共同生活介護費・短期利用共同生活介護費》

事業所区分・要介護度		基本単位		
		1割負担	2割負担	3割負担
I	要支援2	761	1522	2283
	要介護1	765	1530	2295
	要介護2	801	1602	2403
	要介護3	824	1648	2472
	要介護4	841	1682	2523
	要介護5	859	1718	2577

※基本単位は1日あたりとする

(3) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	利用者負担			算定回数等
	1割負担	2割負担	3割負担	
若年性認知症利用者受入加算	120	240	360	1日につき
看取り介護加算★	72	144	216	死亡日以前31日以上45日以下
	144	288	432	死亡日以前4日以上30日以下
	680	1360	2040	死亡日の前日及び前々日
	1280	2560	3840	死亡日
初期加算	30	60	90	1日につき
医療連携体制加算(I)ハ★	37	74	111	1日につき
認知症専門ケア加算(I)	3	6	9	1日につき
認知症専門ケア加算(II)	4	8	12	
生活機能向上連携加算(I)	100	200	300	1月につき(初回の算定から3月間)
栄養管理体制加算	30	60	90	1月につき
科学的介護推進体制加算	40	80	120	1月につき
口腔・栄養スクリーニング加算	20	40	60	1回につき
サービス提供体制強化加算(I)	22	44	66	1日につき
高齢者施設等感染対策向上加算(I)	10	20	30	1月につき
新興感染症等施設療養費	240	480	720	1日につき
介護職員等特定処遇改善加算(I)	18.6%			基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
協力医療機関連携加算	100	200	300	1月につき
退去時情報提供加算	250	500	750	1回につき

- ※ ★については、介護予防認知症対応型共同生活介護での算定はできません。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、利用者又は家族の同意のもと、医師、看護師等多職種共同にて介護に係る計画を作成し、計画に基づき利用者がその人らしく生き、その人らしい最後を迎えられるように支援した場合に算定します。
- ※ 初期加算は、当事業所に入居した日から30日以内の期間について算定します。
- ※ 医療連携体制加算は、当事業所の従業者若しくは病院や訪問看護ステーション等との連携により看護師を配置し、24時間の連絡体制や利用者が重度化した場合の指針を定めるなどにより、利用者の日常的な健康管理や医療ニーズに対して適切な対応が取れる体制を整備している場合に算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- ※ 生活機能向上連携加算は、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施する医療機関の医師等が当事業所を訪問した際に、当事業所の計画作成責任者と共同で利用者の状態評価を行い、生活機能の向上を目的とした(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定します。
- ※ 栄養管理体制加算は管理栄養士（外部との連携含む）が、日常的な栄養ケアに係る介護職員へ技術的助言や指導を行う事で算定が出来ます。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していく事で算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報共有する会議を定期的で開催していることで算定出来る加算となります。
- ※ 医療機関へ対処する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1名につき1回限り算定行います。

(4) その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

① 家賃	月額40,300円 (1日当たり1,300円) ※31日計算 ※生活保護対象者は1,100円
② 入居一時金	入居時 100,000円 未払い家賃がある場合は、入居一時金から差し引いて、退居時に残額を返還します。 ※利用者の故意・過失・善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による消耗・毀損があった場合には、復旧する際の原状回復費用を業者へお支払いをお願いする事があります。
③ 食材料費	朝食400円/回 昼食450円/回 夕食530円/回
④ 光熱水費	月額12,400円 (1日当たり400円) ※31日計算 共用部分の光熱水費は除きます。
⑤ 散髪費	散髪代 1,000円
⑥ その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要な物 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。

※月途中における入退居について日割り計算としています。

(5) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用については、翌月10日頃に請求書を発行し、25日の引き落としになります。(福岡銀行・西日本シティ銀行・郵貯銀行の3行)

※通帳をお持ちで無い方のご相談ください。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) 松岡 剛功

○受付時間 毎週月曜日～日曜日 8:30～17:00

(2) その他 苦情処理及び苦情受付機関

事業所長(管理者) 松岡 剛功	0973-25-5210
日田市役所長寿福祉課介護保険係	0973-22-8264
大分県国民健康保険団体連合会	097-534-8480

・7. 損害賠償について (契約書17条)

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

8. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(個人情報守秘義務)
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、市や医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

9. 入退居に当たっての留意事項

(1)

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護(要支援者)であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。

- ①認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

(2)

入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。

(3)

入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。

(4)

利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サー

ビス提供者と密接な連携に努めます。

10. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- 外出、外泊は可能ですが事前にご連絡をお願い致します。
- 喫煙 事業所内、敷地内での喫煙はできません。
- 看取りを行なった際にかかるエンゼルセットは自己負担となります。

11. 衛生管理等

① 衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

② 感染症対策マニュアル

ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知徹底しています。

また、従業者への衛生管理に関する研修を年1回以上行っています。

③ 他関係機関との連携について

事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

12. 入居者の人権の擁護及び虐待の防止のための措置について

1 ホームでは、入居者の人権の擁護、虐待の防止のため、次のことを行っています

- (1) 人権の擁護、虐待の防止に関する責任者の選定及び必要な体制を整備しています
- (2) 成年後見制度の利用を支援します
- (3) 苦情解決体制を整備しています
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修を実施しています
- (5) その他、入居者の人権の擁護、虐待の防止のため必要な措置を行います

2 職員は入居者に対し、以下のような行為は行いません

- (1) 殴る、蹴る等入居者の身体に侵害を与えること
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求めること及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業をさせること
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること
- (4) 入居者を無視したり、入居者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること
- (5) 食事を与えないこと
- (6) 入居者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- (7) 乱暴な言葉使いや入居者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること
- (8) 性的な嫌がらせをすること